

志學館大学授業アシスタント規程

(目 的)

第1条 この規程は、志學館大学（以下「本学」という。）の優秀な学生を授業アシスタント（以下「アシスタント」という。）として採用し、初年次学生の授業科目学修を支援させるとともに、学生の資質の向上に資することを目的とする制度に関し必要な事項を定める。

(アシスタントの職務)

第2条 アシスタントは、初年次に配当された実習又は演習科目等のうち、履修学生への学修支援が必要な授業科目に配置し、当該授業科目の担当教員の指示のもとでこれに当たるものとする。

2 アシスタントを配置する授業科目は、前項に該当する授業科目の担当教員の申し出により、学務委員会が決定する。

(資 格)

第3条 アシスタントは、本学の学生で、前条第2項により決定された授業科目の学修を支援する能力・適性を有する者とする。

(雇 用)

第4条 アシスタントの雇用は、第2条第2項により決定された授業科目の開講学期を単位とする。

2 学務委員会は、本学の学生の中からアシスタントを公募し、選考の結果を学長に報告するものとする。

3 アシスタントとしての雇用契約については、学校法人志學館学園が定めるところによる。

(研 修)

第5条 アシスタントとして雇用された者は、前条第1項の雇用期間中に、本学が指定する研修を受講しなければならない。

(守秘義務)

第6条 アシスタントは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(アシスタントの解職)

第7条 アシスタントが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、学務委員会の議を経て、学長は解職することができる。

- (1) 健康上の事由により、職務を遂行できないとき。
- (2) 職務を怠り、改善の見込みがないと認められたとき。
- (3) 職務上知り得た秘密を外部に漏らしたとき。
- (4) その他アシスタントとして職務を遂行できないと認められるとき。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。